

植竹中学校後援会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき 植竹中学校後援会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者、管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの 責任者は会長とし、管理者は会長の指名する副会長及び幹事とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、役員及び学校関係者とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費集金、管理、その他の後援会活動に関する案内や資料、文書の送付
- 2 役員・会員名簿の作成
- 3 本会が加入する保険の手続 *本年度は、PTA
- 4 広報紙への掲載や表彰に関する事項
- 5 部活動指導員等への連絡及び管理
- 6 上記以外の後援会活動の充実や質の向上に資する事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者の指導のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(共同利用)

本会は、植竹中学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

共同利用する項目

- 会員の氏名、連絡先（住所・電話番号）、
- 生徒の氏名・クラス

*必要に応じ、会員や会員の子どもの写真、要配慮個人情報。

(漏えい時等の対応)

個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

附則 本規則は、令和3年5月8日より施行する。